

大阪市公告第12号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担 当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3122

2 入札に付する事項

売払物品	数量
①金属くず等	1 山
②廃バッテリー	1 山

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和 7 年 3 月 5 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	環境局南部環境事業センター 大阪市西成区南津守 5-5-26

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 各号に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契

約グループに対し、売払入札参加の申請を行い、令和４・５・６年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること

5 入札説明書等の交付場所

上記１及び大阪市ホームページからダウンロード可

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）

- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する令和４・５・６年度物品売払入札参加承認証の写し

※令和４・５・６年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム

（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「令和４・５・６年度申請書」からダウンロードすること

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和７年３月４日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前９時から午後５時30分まで（午後０時15分から午後１時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記１に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記７の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記１に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分（以下「指定期限」という。）までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額の全額を指定期限までに納付する場合は契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札書受付期間 令和7年3月6日（木） 午前10時30分から午前11時まで
- (2) 入札執行の日時 令和7年3月6日（木） 午前11時
- (3) 入札執行の場所 大阪市環境局入札室

（大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス12階）

13 入札の方法

- (1) 落札決定にあたって、物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、本人（法人にあっては代表者）が記名押印し速やかに投函すること。なお、代理人が入札を行う場合、本人（法人にあっては代表者）の委任状を提出すること。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、上記3に記載のとおり、必ず下見を行うこと。
下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 契約代金納付期限

令和 7 年 3 月 18 日（火）

17 物品引取期限

令和 7 年 3 月 28 日（金）

18 その他

- (1) 指定期限までに上記11の契約保証金を納付せず（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）、かつ、指定期限までに契約代金の全額を納付しなかった場合（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）は、大阪市契約規則第32条第3項に規定する契約締結の手続を怠ったものとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

19 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

大阪市環境局南部環境事業センター 電話 06-6661-1190

（入札・契約に関する問い合わせ先）

大阪市環境局総務部総務課 電話 06-6630-3122

（環境局総務部総務課）